



No.16

広報はとまがわ

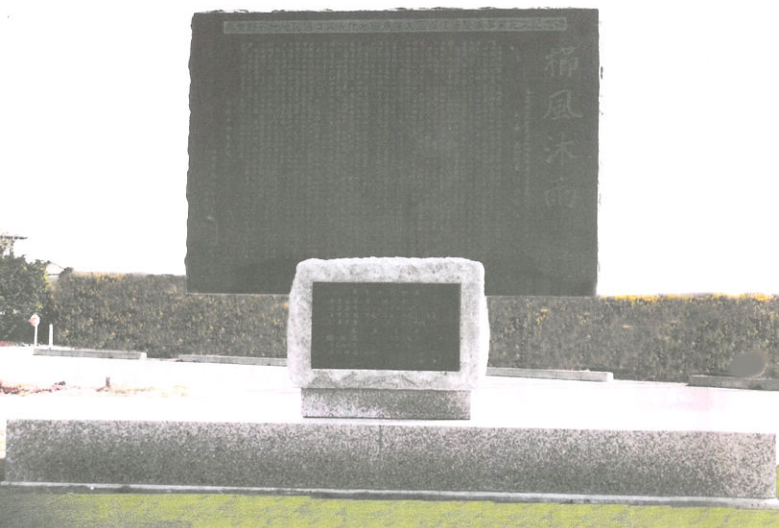
H14. 4. 1 現在

地区面積

57,062,260㎡

組合員数

4,132名



し っ ぶ う も く う
櫛 風 沐 雨

(雨風にさらされて奔走し苦勞したこと)

低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業 **野谷地地区完工記念碑**

H14. 4. 15発行

迫川沿岸土地改良区総務課

TEL 0220(58)2024(代) FAX 0220(58)2784

E-mail hasama.r@h9.dion.ne.jp



あいさつ

理事長 渡辺 栄司

陽春の候 組合員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から本土地改良区の運営と農業農村整備事業推進には、力強いご支援とご協力を頂いておりますことに感謝とお礼を申し上げます。

さて、今年は異常気象で、年明け早々から温暖で草木の芽吹きも早く、各地からの花便りも2週間から3週間ほど例年と比較して早く北上進行であります。この分ですと、今夏は干ばつが危惧されますので組合員皆様におかれましては、節水にご協力

賜りますようお願い申し上げます。
近年、農業を取りまく情勢は非常に厳しいものがあります。三〇パーセントの転作、米価の低迷さらに畜産農家にとつてB.S.E.による追い打ち等、真に先行きが見えない状況であります。しかしながら我々生産農家は、常に安全で安心して食することが出来る農産物を消費者に供給する使命があると考えております。現在当土地改良区で管理している、農業用水利施設の経過年数は非常に長くなり老朽化が進み、

いつ何時に事故等に遭遇しないとも限りませんので、私たちは常に施設管理には細心の注意を傾注しております。一度事故等に遭遇したならば莫大に補修費用がかかり組合員皆様にも多大な負担を及ぼす結果となりさらに不安を与えることとなります。このようなことが起きないようにまた負担軽減に努めるべく補助事業を取り入れながら進めて参りますので、組合員皆様方の益々のご理解とご協力をお願い致します。そして私の挨拶とします。



あいさつ

宮城県道産振興事務所農業農村整備部
部長 熊谷 富夫

例年よりだいぶ早い桜の開花宣言となりましたが組合員の皆さまには五月の田植えに向けて育苗等農作業に忙しい毎日と思

面担当だったので道管内の各地にお邪魔しており皆さま方にもお世話になっていると思います。この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私は平成十四年二月五日付で道産振興事務所農業農村整備部に着任した熊谷です。

出身が地元(中田町)でもあり、今回は約十五年前での追勤務です。その当時は、道川沿岸土地改良区管内では、ほ場整備、かんばい事業の最も盛んな時期ではなかったかと思ひます。私も当時は、計

旧道川地区は、皆さま方の熱意と理解があったればこそ各種事業に積極的に取り組む国営かんばい事業は昭和五十四年に、国営付帯国営かんばい事業は平成六年に、そしてほ場整備事業の合理化のための基盤の整備が確立しました。これも皆さま方の先見の明があったものと感じ

ております。
さて、農業・農村は、食料の安定供給や国土・環境の保全に加え、国民にゆとりとやすらぎを与える空間の提供など社会経済の発展や豊かな国民生活に不可欠な役割を担っており、その重要性や必要性が再認識されております。

基幹産業として地域経済の発展に貢献するとともに、我が国の食糧供給基地としての役割を果たしてまいりましたが、将来にわたって、県民に対して安全・安心に配慮した食料の安定供給、快適で魅力ある農村づくりの推進等を踏まえて、「みやぎ食と農の県民条例」に基づく基本計画を昨年の十月に策定いたしました。

今年四月に施行されます改正土地改良法では、「農業者の視点」に加えて、「地域の視点」、「国民の視点」が新たに加わり、事業推進に当たっては、「環境との調和への配慮」、「地域住民の意見聴取」などの原則が盛り込まれ、「地域に開かれ、地域から支えられる農業農村整備事業」の展開が求められております。

本計画では、希望に満ちた真に豊かなみやぎの将来像の実現に向けて、県民の視点に立った諸政策に積極的に取り組む、競争力と個性ある農業の持続的発展に向け、各種事業を総合的に推進することとしております。

県におきましては、これまで良質な宮城米をはじめ畜産や野菜等多様な農産物の生産を通じて、

このたの農業者をよびよる農業団体、関連産業との連携や県民の理解のもとに、技術革新や経営創造に果敢に挑戦する担い手を中心に顧客重視のマーケティング

ング戦略の展開や美しく住み良い農村空間の形成、農村の活性化など新たな食と農へのチャレンジとも呼ぶべき次のような五つの構造改革の視点から諸施策を推進します。

チャレンジ二、「プロダクトアウト型（作ったものを売る）」農業からマーケットイン型（売れるものを作る）農業への転換」

チャレンジ三、「顧客（生活者、食関連産業）識別型マーケティング戦略の展開」

チャレンジ四、「技術革新、経営創造にチャレンジする農業経営体の育成」

チャレンジ五、「美しい、住み良い農村空間の形成と農村の活性化」

県としては、今後、これらの具体策を展開してまいりますので組合員の皆様のご意見などよろしくお願ひします。

費土地改良区におかれましては、今まで各種事業により整備した土地改良施設の管理、更新がこれから重要になると思われま

す。今後は、維持管理費軽減のため考えられる方策について渡辺理事長はじめ役職員の方々と私達職員一同一九となり取り組んで参りますのでよろしくお願ひいたします。

最後に、組合員皆さまのご健勝とご活躍を御祈念申し上げます。挨拶といたします。

平成十四年通常総代会開催

提出議案二十一ヶ件原案可決

去る三月六日南方町農村環境改善センターにおいて、平成十四年通常総代会が総代七十六名（総代総数七十八名）の出席を得て開催されました。渡辺理事長の挨拶の後土地改良功勞として、役員、総代、納入組合を表彰し、来賓の南方町伊藤町長さんと迫産業振興事務所熊谷部長さんより祝辞を頂き、議長に三上総代さんが選任され平成十四年度予算を主とした二十一議案を慎重審議の結果、原案のとおり可決午後十二時四十分閉会しました。

議決事項

▼第一号議案 平成十三年度一般会計歳入歳出補正予算の理

事会専決処分に係る報告承認に

ついて

▼第二号議案 平成十三年度

特別会計（県営・団体営・非補

助・県は事業）償還金歳入歳出

補正予算の理事会専決処分に係

る報告承認について

▼第三号議案 平成十三年度

特別会計（担い手育成支援事業）

歳入歳出補正予算の理事会専決

処分に係る報告承認について

▼第四号議案 財産の処分に

ついて

▼第五号議案 平成十三年度

一般会計歳入歳出補正予算議決

について

▼第六号議案 平成十三年度

特別会計（県営は場整備事業）

歳入歳出補正予算議決について

▼第七号議案 長期借入金及

び償還方法（県営は場整備事業）

の一部変更について

▼第八号議案 平成十三年度

特別会計（職員退職給与・財政

調整・農地転用決済金）積立金

歳入歳出補正予算議決について

▼第九号議案 平成十四年度

一般会計歳入歳出予算議決につ

いて

▼第十号議案 平成十四年度

特別会計（県営・団体営・非補

助・県は事業）償還金歳入歳出

予算議決について

▼第十一号議案 平準化資金長

期借入金及び償還方法について

▼第十二号議案 長期借入金及

び償還方法（農業関連団体資金）

について

▼第十三号議案 平成十四年度

特別会計（県営は場整備事業）

歳入歳出予算議決について

▼第十四号議案 長期借入金及

び償還方法（県営は場整備事業）

について

▼第十五号議案 平成十四年度

特別会計（無着沿道水地事業地

役補償費）積立金歳入歳出予

算議決について

▼第十六号議案 平成十四年度

農地転用決済金の徴収額決定に

ついて

▼第十七号議案 平成十四年度

特別会計（職員退職給与・財政

調整・農地転用決済金）積立金

歳入歳出予算議決について

▼第十八号議案 平成十四年度

特別会計（担い手育成支援事業）

歳入歳出予算議決について

▼第十九号議案 平成十四年度

特別会計（大区画は場高度利用

促進事業）歳入歳出予算議決に

ついて

▼第二十号議案 平成十四年度

賦課金及び用水使用料の徴収に

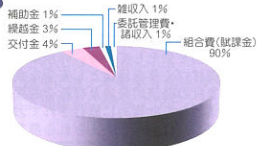
ついて

▼第二十一号議案 役員の補欠

選挙について

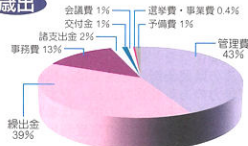
平成14年度 一般会計歳入歳出予算額 1,013,315,000円

歳入



組合費(賦課金)	916,797,000円	雑収入	5,939,000円
交付金	40,100,000円	繰入金・諸収入・過年度収入	
繰越金	35,020,000円	委託管理費・諸収入	
補助金	9,960,000円		5,499,000円

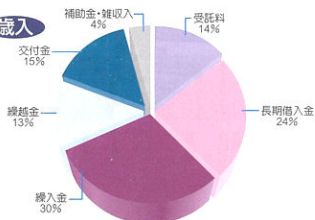
歳出



管理費	434,554,000円	交付金	11,322,000円
繰出金	392,133,000円	会議費	9,020,000円
事務費	132,250,000円	選挙費・事業費	4,150,000円
諸支出金	22,530,000円	予備費	7,356,000円

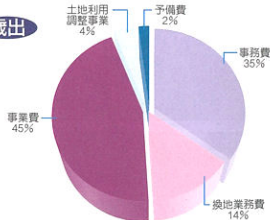
県別特別会計予算額 36,843,000円

歳入



受託料	5,100,000円	繰越金	4,700,000円
長期借入金	8,800,000円	交付金	5,525,000円
繰入金	11,291,000円	補助金・雑収入	1,427,000円

歳出



事務費	12,920,000円	土地利用調整事業	
繰入金	8,800,000円	換地業務費	1,500,000円
事業費	16,505,000円	予備費	818,000円

特別会計 14年度各種予算

- 県営・団体営・非補助・県別事業償還金
600,644,017円
- 農地転用決済金積立金
152,770,000円
- 蕨栗沼遊水地事業積立金
95,164,761円
- 職員退職給与積立金
321,329,000円

- 財政調整積立金
223,904,000円
- 担い手育成支援事業
105,284,000円
- 大区画ほ場高度利用促進事業
3,381,000円

県営野谷地地区ほ場整備事業完工を迎える！

権利者会議承認可決

去る3月20日南方町勤労福祉センター（西郷公民館）において、県営野谷地地区ほ場整備事業権利者会議が開催されました。

はじめに、宮城県産業振興事務所農業農村整備部熊谷部長から「農業はこれまで食料の安定供給、環境保全など経済の発展と国民生活に不可欠な役割を果たしている。昨年制定された、宮城食と農の県民条例の方策では、快適で魅力ある農業農村づくりを目標とし安全な食料の安定供給、競争力のある農業の持続、やすらぎ空間の提供、農村の経済的発展及び総合的振興を推進しているところである。この中、ほ場整備事業は主要事業として計画的に施行されており、本事業地区も完工を契機に水田の高度利用、さらに環境と調和した地域から支えられる農業の発展に寄与されるよう期待する。」と挨拶があり引き続き本会議議長に佐々木秀一氏（畑岡区）が選任され換地計画決定について審議の結果原案のとおり承認可決されました。

なお、今後のスケジュールについては次のとおりですが、すでにご案内のとおり地役権処理も伴いますのでご理解、ご協力をお願いします。



野谷地地区作業工程（予定）

換 地 事 務

換地計画確定	H.14. 7月頃
処分通知、処分公告	H.14.10月頃
変更計画（軽微）	H.14.10月頃
	～ H.15. 2月頃
処分登記申請	H.15. 3月頃
換地清算	H.15.11月頃

地 役 権 処 理

地役権設定承諾書（要印鑑証明書）及び 地役権保全協定書の締結	H.14. 7月頃
地役権抹消登記	H.14.10月頃
地役権設定登記	H.15. 3月頃

完工記念碑除幕式挙行

去る3月25日県営野谷地区ほ場整備事業完工記念碑の除幕式が現地（南方町太田地区）で厳粛に執り行われました。

神事には、宮城県をはじめ関係者60名が出席し、除幕の儀においては本土地改良区理事長他6名によって除幕が行われ、碑面が出席者の前に現れると歓声と拍手の音が陽春みなぎる空に響きわたっていました。

記念碑の題字には、本事業推進協議会々長伊藤南方町長の揮毫で“櫛風沐雨”と刻まれ、本土地改良区理事長の碑撰文が記され後世に伝えるものであります。



櫛風沐雨

正に、当地域は水害との闘いの歴史と言えよう。ここに土地改良と治水の両事業が完成した喜びを後世に伝えたい。

事業施行概要

事業主体	宮城県	受益面積	216ha
事業期間	H.6～H.13	総事業費	2,229,000,000円
整地工	216ha	暗渠排水	201ha
揚水機場	水中ポンプ 250mm 4台	200mm 2台	



維持管理 インフォメーション

本田揚水4月22日から

揚水開始に伴うゴミ流しについて

米山地区 4月16日午前9時 米山機場・山吉田機場

南方地区 4月16日午前9時 山吉田機場

迫地区 4月16日午前9時 西館機場

南方地区 4月16日午後1時 南方機場

水路管理者が、事前に関係各路線の分水並びにゲートの確認を行います但組合員の方もご注意願います。

本田揚水について

4月22日から8月31日まで本田揚水を行います。

連日24時間運転を行いますが、地域によっては運転を停止したり中干しの実施により休止する場合がありますので、当土地改良区または、機場管理者・地域の役員さん方にお問い合わせ下さい。

揚水の終了については、稲の生育状態により延長することもあります。

4月末から5月初めの連休にかけて農作業が集中するため用水不便を来たしている所もありますが、水路管理人をもって調整し、それでも困難な路線では、番水制を取ることもあります。

排水の調整について

降雨量又は用水の余水量が多く、稲作及び地域に被害が及ぶ恐れがある場合は排水運転します。降雨量が多く排水機場を稼働している場合用水の供給を止める場合もありますのでご理解をお願いします。

水路の清掃と管理について

土地改良区が直接管理するのは幹線支線級の用排水路で、小用排水路については、組合員個別に清掃と管理をお願いします。

(用水には気を配り、なかなか排水まで気が回らない方がおられるようですが、排水路まで足を運び漏水がないか確認し、堤塘決壊等被害が甚大になる前に対処願います。)

用水期間中の休日勤務

- 土地改良区事務所 TEL 0220-58-2024

4月27日～29日・5月3日～6日までの間は、日中交替で用水対応します。

- 中央制御室 TEL 0220-55-2544

4月22日～8月31日まで昼夜交替で対応します。

平成14年度賦課金及び用水使用料の徴収一覧表

平成13年度より賦課金徴収方法が一部変更になり、平成14年度賦課金及び用水使用料の徴収について、下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

1 徴収時期及び賦課率

1) 一般賦課金

期 別	発 行 日	納 入 期 限	賦課率
第 1 期	平成14年 5 月15日	平成14年 5 月31日	25%
第 2 期	平成14年 7 月15日	平成14年 7 月31日	25%
第 3 期	平成14年10月15日	平成14年10月31日	25%
第 4 期	平成14年12月15日	平成14年12月27日	25%

但し、10,000円未満の賦課金は、第1期一括徴収とする。

2) 尼池地区及び用水使用料

尼池地区、用水使用料については、平成14年10月15日発布、平成14年10月31日(第3期)の納期で100%賦課とする。

2 完納奨励金

特別会計も含め賦課金総額の100分の2。(尼池地区、用水使用料については奨励金は支払わないこととする。)

平成14年度10a当たり賦課金

(単位:円)

区 分	10a当り 賦課金	前 年 度 増 減	区 分	10a当り 賦課金	前 年 度 増 減
経 常 賦 課 金			県 ぼ 第 4 地 区	7,190	△ 90
事 務 費			県 ぼ 第 6 地 区	4,610	260
田	2,800	200	県 ぼ 第 1 1 地 区	3,760	△ 20
畑	1,400	100	県 ぼ 第 1 3 地 区	6,580	△ 10
第 1 地 区	4,000	—	県 ぼ 第 3 地 区	3,370	△ 780
第 2 地 区	4,000	400	県 ぼ 第 7 地 区	9,950	70
排 水 地 区	3,200	△ 200	県 ぼ 第 8 地 区	7,340	△ 990
〃 1/2	1,600	△ 100	県 ぼ 第 9 地 区	8,730	20
沼 崎	8,600	200	野 谷 地 区	2,970	570
沼 大 平 前	2,000	—	長 町 新 田 区	8,850	△ 910
内 浦 地 区	6,000	200	沼 地 区	6,810	30
米 山 地 区	6,300	△ 200	北 浦 地 区	3,750	△ 1,360
特 別 会 計 賦 課 金			西 谷 地 区	9,180	△ 280
県 第 1 地 区	1,940	△ 420	尼 池 地 区	6,600	—
第 2 地 区 田	1,030	△ 240	追 泥 内 区	7,270	△ 300
営 第 2 地 区 畑	210	△ 45	土 手 の 内 区	4,240	△ 520
千 貴 区	5,830	480	南 部 区	2,900	△ 60
第 1 地 区 野 谷 地 区	11,200	4,420	県 ぼ 特 別 会 計 賦 課 金		
畑 岡 分 区	3,070	△ 560	経 常 野 谷 地 区	2,000	1,000
一 の 曲 分 区	6,580	△ 70	城 内 地 区	2,000	1,000
県 ぼ 第 2 地 区	2,200	△ 1,150	事 業 城 内 地 区	2,000	300
県 ぼ 第 5 地 区	7,090	△ 230			
県 ぼ 第 1 0 地 区	7,710	△ 170			

用水使用料

(単位:円)

区 分	10a当り 使用料	徴 収 期 限	区 分	10a当り 使用料	徴 収 期 限
事 務 費	2,800	平成14年10月31日限り	排水地区	1,600	平成14年10月31日限り
第1地区	2,000	〃	内浦地区	4,200	〃
第2地区	2,000	〃	米山地区	2,835	〃

こんな時は
土地
改良区へ

諸変更手続きは、 すみやかにお願いします。

組合員資格得喪届出等を

1. 土地の移動があったとき

地区内にある農地を売買、あるいは受委託等により移動したとき。

2. 名義や住所に変更があったとき

組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲されたとき。または、住所を変更されたとき。

3. 農業者年金を受給されるとき

使用貸借や一括贈与、または、第3者に移譲されたとき。

4. 農地を農地以外のものに転用したとき

地区内にある農地を宅地や畑等に転用したとき。あるいは道路等公共用地に買収されたとき。

5. 開田を作付けまたは休耕したとき

作付けしていた開田を休耕したとき。あるいは休耕していた開田を作付けしたとき。

6. 振替口座の移動等があったとき

組合員の方が死亡されたとき。あるいは経営を移譲されたとき。

農地転用をされた場合、下記の決済金を支払っていただくことになります。

平成14年度農地転用決済金

地 区 名	1,000㎡当り決済金	地 区 名	1,000㎡当り決済金
事務費 田	52,000円	第2地区	15,582円
事務費 畑	26,000円	第3地区	19,663円
第1地区	87,320円	第3地区 畑	3,933円
第2地区	76,000円	第4地区	30,843円
排水地区	74,000円	第5地区	17,677円
沼地区		第6地区	68,413円
沼崎区	174,660円	第7地区	63,640円
大平前区	40,000円	第7地区 畑	12,728円
内浦地区	116,000円	第8地区	20,207円
米山地区	144,660円	第8地区 畑	4,042円
県事第1地域	9,163円	第9地区	23,056円
営業第2地域 田	3,605円	第9地区 畑	4,612円
第2地域 畑	721円	第10地区	17,803円
西谷地区	47,830円	第11地区	109,320円
千分千貫区	30,318円	第13地区	127,804円
貫区 野谷地区	38,494円	長地町 新田区	97,597円
畑岡分区	17,521円	沼地 糎区	107,284円
一の曲分区	114,798円	平準化事業	
北浦地区	106,226円	第1区 千貫区	15,027円
泥内区	111,841円	野谷地区	21,416円
土手ノ内区	74,767円	一の曲分	16,948円
茂伝治区	52,722円	第6地区	26,543円
野谷地区	53,309円	第10地区	12,239円
城内地区	49,265円	第11地区	18,473円
尼池地区	44,613円		

任期満了に伴う

総代選挙執行について

5月26日で任期満了になる総代の総選挙を、5月23日執行することになりましたのでお知らせ致します。

総代選挙の執行は、関係町選挙管理委員会の管理のもとに執り行います。

尚、総代選挙の選挙区及び定数等は下記のとおりですので、立候補する組合員はもとよりその他の組合員のみなさんにおかれましても御留意願います。

総代選挙の投票区域

選挙区	投票区	投票所	投票区域
第1区 (50人)	第1投票区	南方町就業改善センター	南方町 狼掛、柳沢、畑岡、沼崎、野谷地、苔野谷地上、平貝、一の曲 米山町 千貫 田尻町 大貫
	第2投票区	迫川沿岸土地改良区事務所	南方町 板倉、沢田、青島、原、松葉、砥落、大袋、山成、新高石、高石、須崎、苔野谷地下
	第3投票区	南方町定住促進センター	南方町 峯、北本郷、大門、細川、裏大岳、北大畑、南大畑、大岳、梶沼
	第4投票区	迫町農村環境改善センター	迫町北方 古宿、船越、天形、早坂、永田、八の森、山の上、相ヶ沢、上沢、花台、中沢、舟橋、泥内、土手の内、山の内表、富永、地根、谷地、斜橋、飯屋 迫町新田 立戸、深沢
	第5投票区	迫町新田駅前生活センター	迫町北方 三方島東、三方島西、飯土井 迫町新田 大形、山の神、倉崎、糠塚、蒲、小友、山田、坂戸、駅前、牛ヶ沢 若柳町新田
	第6投票区	迫町中央公民館	迫町佐沼
第2区 (30人)	第1投票区	米山町中津山公民館	米山町中津山
	第2投票区	米山町農村環境改善センター	米山町西野、米山町桜岡、米山町善王寺
	第3投票区	迫川沿岸土地改良区米山揚水農場	豊里町、涌谷町、津山町

但し、投票地域外の組合員については、その組合員たる資格にかかる権利の目的たる土地の属する区域の投票区とする。

※投票所については、変更になる場合があります。

ゴミを 捨てないで!

農業用排水路にゴミが不当に捨てられ、用排水ポンプの停止や、樋門の開閉不良・樋管詰まり破損など、用排水に支障を来し大変困っております。本来ならば経費をかけずに済むところを不要な経費負担を余儀なくされる状況に陥りますので絶対にゴミを水路等に捨てないで下さい。また、不法投棄等を発見した場合は土地改良区まで連絡願います。



不法耕作は 困ります!

堤防敷地を耕作している方がおられますが、機能を十分発揮出来なくなりますのでご遠慮下さい。

水難事故防止に ご協力を!

農業用排水路は農繁期を迎え満水となり大変危険な箇所となります。

特に子供たちの水遊びによる水難事故防止には地域ぐるみで声をかけ悲惨な事故を未然に防ぐようご協力願います。

節水に 心がけよう!

暖冬の影響もあり水不足が予想されます。かけ流しや無駄水をなくすよう心がけましょう。

農地を売買する際は 滞納金の確認を!

農地の売買に際し、賦課金の滞納がある土地を購入すると、その滞納金は土地を買った人が支払うことと法律で規定されております。

農地を購入される場合は、事前に滞納金があるかないかを土地改良区に確認の上売買契約をされるようお願いいたします。詳しいことについては、改良区まで問い合わせ下さい。

役員補欠選挙執行

理事鈴木第一氏の逝去により欠員となっていた役員(理事)の補欠選挙が、通常総代会において執り行われ、無投票で佐藤秀夫氏(四十四歳)が当選されました。一層のご活躍を期待致します。

佐藤 秀夫氏
登米郡米山町中津山字柳河一四
昭和三十一年一月二八日生



選挙管理者三上総代より当選通知書を受ける佐藤理事

表彰紹介

▽宮城県土地改良事業

団体連合会土地改良
功勞者表彰

去る三月二十六日宮城県土地改良事業団体連合会第四十三回通常総会の席上において、永年土地改良区役員として農業農村整備事業の発展に寄与した功績が認められ、次の役員の方が会長表彰を受賞したので紹介します。

副理事長 上野 智通
総括監事 油井 力

人事往来

▽部落連絡委員

土地改良区の内情を運営を開するため、改良区と組合員のパイプ役としてお世話をしてくださる、部落連絡委員の方々が交代されたので紹介します。

佐々木 正(古宿)
亀井 久(船越)
阿部 明(天形)
千葉 典夫(飯屋)
及川 征史(大形上)
星 昌宏(新町)
大畑 正美(斜橋)
高橋 久雄(斜橋)